

研究活動上の不正行為防止への取り組みについて

2021年4月
株式会社高研

当社は「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、不正行為の事前防止のための取り組みと不正行為への適切な対応に努めて参ります。

本ページは「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）に基づき、告発や相談を受け付ける窓口を公表するものです。

1. 研究活動上の不正行為とは

当社の「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」においては、以下の行為を研究活動上の不正行為と定義しております。

①捏造：

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

②改ざん：

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

③盗用：

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

④その他の不適切な行為：

上記以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

2. 不正防止の体制

①総括責任者：代表取締役

研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じます。

②部局責任者：各部局の部門責任者（研究所長等）

当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じます。

③研究倫理教育責任者：法務部の部門責任者

研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として、研究者倫理に関する教育を定期的に行います。

3. 告発・相談窓口

当社の研究活動において、不正行為の疑いなどがございましたら、下記までご連絡ください。

〒112-0004 東京都文京区後楽一丁目4番14号

株式会社高研 総務人事部

TEL：03-3816-3542 FAX：03-3816-3582

4. 告発・相談にあたって

告発、相談は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話または面談で受け付けています。

調査を行うにあたり、告発者に協力を求める場合があります。

告発、相談は、原則として不正行為を行ったとする研究者等または研究グループ等の氏名または名称、不正行為の内容、不正とする理由等をお示し願います。

告発は匿名によることも可能です。ただしこの場合、告発内容等を勘案し、告発を受け付けるか当社内で協議する場合があります。告発者の秘密の保持を徹底いたします。告発者の氏名等の個人情報には告発された事案の調査等に必要範囲でのみ使用いたします。単に告発したことを理由として、不利益な取扱いはいたしません。

調査の結果、告発が「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）における「悪意に基づく告発」であることが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等を行う場合があります。